

## 1 利用できる団体

- ◆青少年教育活動団体・小学校・中学校・高等学校・大学・部活動・サークル・グループ等の団体が利用できます。  
ただし、学校関係団体及び宿泊利用の団体を優先して配車します。
- ◆最低乗車人数は、繁忙期（4月～8月）は15名以上、閑散期（9月～3月）は10名以上です。

## 2 運行時間・範囲

- ◆宿泊利用を伴う団体の送迎に係る運行時間・範囲は、原則として以下のとおりです。

自然の家からの距離	自然の家からの所要時間(目安)	バス(迎え)乗車場所からの出発時間	バス(送り)自然の家からの出発時間	所在する市町村(高知市方面)	所在する市町村(徳島方面)
～10 km	45分	8:15～15:15	9:00～17:00	～室戸市内 (海の駅とろむ、吉良川町)	
～20 km	1時間	8:00～15:00	9:00～16:30	～室戸市内 (羽根町)	～室戸市内 (佐喜浜町)
～30 km	1時間15分	8:15～14:45	9:00～16:00	～安田町、北川村	
～40 km	1時間30分	8:30～14:30	9:00～15:30	～安芸市東部	～東洋町
～50 km	1時間45分	8:45～14:15	9:00～15:00	～安芸市西部・芸西村	
～60 km	2時間	9:00～14:00	9:00～14:30	～香南市東部	～海陽町
～70 km	2時間15分	9:15～13:45	9:00～14:00	～香南市西部・ 南国市東部	～牟岐町
～80 km	2時間30分	9:30～13:30	9:00～13:30	～南国市西部・ 高知市東部	～美波町
～90 km	2時間45分	9:45～13:15	9:00～13:00	～高知市西部	
～100 km	3時間	10:00～13:00	9:00～12:30		～阿南市

※こちらの表は、迎えの際は当施設から7:00以降に出発し、当施設に9:00～16:00までに到着することを、また送りの際は下車後、当施設に18:30までに到着することを想定しております。  
上記の時間及び範囲外でバスの利用を希望される場合は、ご相談ください。

- ◆所バスが利用可能となるのは、当施設より片道100km圏内にある団体に限ります。  
ただし、片道100km圏外の団体につきましては、高速道路を使用した際に自然の家からの所要時間が片道3時間以内となる場合に限り利用が可能となります。  
その際、高速料金(2往復分)をいただきますので、ご了承ください。
- ◆入所中の活動における運行範囲は、原則として室戸市・東洋町・奈半利町内とします。  
入所前・退所後の室戸市以外の施設見学・海水浴等の活動での利用はできません。  
また、当施設に入所した後、同じ日に活動のための送迎等で再び所バスを使用することは原則としてできません。

### 3 留意事項

- ◆所バスの利用は原則、1団体1台となります
- ◆活動計画書に記載した乗車・降車時間を変更する場合、対応できない場合もあるため、早急にご相談ください。
- ◆所バスの出発時間は厳守してください。事前の申し出なく時間が変更された場合はキャンセルと見なします。
- ◆乗車・降車の際の人数確認は、団体引率者をお願いいたします。
- ◆乗車・降車の場所は、1地点のみとなります。途中乗車及び下車は原則として認めません。  
また、場合によっては乗車・降車の場所を指定させていただく可能性がございます。ご了承ください。
- ◆乗車マナー（騒がない、むやみに席を立たない、手を出さない等）は、団体引率者が指導してください。
- ◆車内は飲食禁止です。
- ◆運行に当たっては、2時間に1回程度の休憩を挟みます。ご了承ください。
- ◆バスの定員内であれば、複数団体を同乗させる場合もあります。
- ◆所バスに荷物入れ（トランク）はありません。
- ◆所バス（2号車、3号車、マイクロバス）は、乗車人数に合わせて自然の家にて決定いたします。

### 4 免責事項・損害賠償等

- ◆入所日1週間前までに修理や故障により当施設所有バスの運行ができなくなった場合は、  
当施設のバス貸与に関する責務は免責されるものとします。また、道路事情による遅れや運行の中止、  
その他運行許可後に当施設所有バスの利用が適当でない団体であると判断した場合も、同様の扱いとします。
- ◆故意又は重大な過失により、バスの設備及び備品等を滅失、破損又は汚損した場合は、  
その損害を賠償していただくこととなります。
- ◆当施設所有バスでの送迎は、道路運送法上の規制の対象外となっておりますが、自主的に輸送の安全及び  
利用者の保護のための措置を行っております。  
万が一、事故等が生じた場合は、当機構が加入している事業用総合自動車保険（人身傷害保険）が適用となり、  
1名につき、最大5,000万円のうち当機構の過失割合分を補償いたします。